

議事日程第4号

平成27年9月18日（金曜日） 午前9時15分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の審議及び採決 13件

議案第32号 平成27年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について

議案第33号 平成27年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第34号 平成27年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第35号 平成27年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第36号 平成27年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）について

議案第37号 御嵩町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第38号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号 財産の取得について

議案第44号 財産の取得について

議案第45号 工事請負契約の一部変更について

議案第46号 工事請負契約の一部変更について

発議第2号 御嵩町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第3 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 6件

総務建設産業常任委員会付託事件 3件

認定第1号 平成26年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成26年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成26年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

民生文教常任委員会付託事件 3件

認定第2号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成26年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成26年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 常任委員会の閉会中の特定事件の調査 2件

日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（12名）

議長 大 沢 まり子	1番 奥 村 雄 二	2番 安 藤 信 治
3番 伏 屋 光 幸	5番 高 山 由 行	6番 山 口 政 治
7番 安 藤 雅 子	8番 柳 生 千 明	9番 山 田 儀 雄
10番 加 藤 保 郎	11番 岡 本 隆 子	12番 谷 口 鈴 男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 公 夫	副 町 長 瀬 瀬 久 美
教 育 長 高 木 俊 朗	総 務 部 長 寺 本 公 行
民 生 部 長 山 田 徹	建 設 部 長 伊 左 次 一 郎
企 画 調 整 担 当 参 事 葛 西 孝 啓	教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長 田 中 秀 典
総 務 防 災 課 長 亀 井 孝 年	企 画 課 長 各 務 元 規
環 境 モ デ ル 都 市 推 進 室 長 兼 ま ち つ づ くり 課 長 可 児 英 治	亜 炭 鉦 廃 坑 対 策 室 長 鍵 谷 和 宏
税 務 課 長 若 尾 要 司	住 民 環 境 課 長 大 鋸 敏 男
保 険 長 寿 課 長 加 藤 暢 彦	福 祉 課 長 佐 久 間 英 明
農 林 課 長 石 原 昭 治	上 下 水 道 課 長 須 田 和 男
建 設 課 長 筒 井 幹 次	会 計 管 理 者 水 野 嘉 博
生 涯 学 習 課 長 若 尾 宗 久	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小木曾 昌 文	議 会 事 務 局 書 記 金 子 文 仁
----------------	--------------------------

開議の宣告

議長（大沢まり子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

ケーブルテレビ可児より撮影取材の依頼がありましたので、これを許可します。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番 加藤保郎君、11番 岡本隆子さんの2名を指名します。

議案の審議及び採決

議長（大沢まり子君）

日程第2、議案の審議及び採決を行います。

議案第32号 平成27年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

済みません、19ページの消防費のところにあります1,300万円の防災コミュニティ複合施設
工事費なんですけど、これは今年度完成分の基礎工事の見込みという説明を受けておりますが、
工事内容をもう少し詳しく教えていただきたいです。

引き続きまして6ページですが、債務負担行為の4億2,700万円についてです。防災コミュ
ニティ複合施設について上がっておりますが、これは多額の費用がかかって、今後町にとつ
ても大きな負担となるものと考えておりますので、何度もお聞きして申しわけありません、この
施設の主目的は防災センターであり、災害時以外使わないのはもったいないので、平常時、地
域の方に使っていただけるようにコミュニティーとしての考えも入れ、複合施設として計画を

されています。コミュニティーとしての部分は、あくまでも附帯的なものである、主は防災であると私は受け取っておりますが、避難所ではなく防災センターとして、またボランティアの活動拠点として、今回示された中には指揮本部、医療スペース、救援物資の保管、配付などが計画、説明されております。

この図面の中に、ボランティアの寝泊まりスペースとして100人分、延べで205平方メートルが入っています。これはおおよそ建物の20%近くを占めると思われますが、ボランティアが御嵩に入るケースを考えた場合、巨大地震があります。ですが、これは南海トラフで津波被害も想定され、そうすると沿岸部の津波被害の大きいほうへ自衛隊、ボランティアの方の大多数が入られると予想されます。また、水害、土砂崩れなどの場合、御嵩に限ったものであれば御嵩に入られるボランティアは近隣の方が多いのではないのでしょうか。本来、災害ボランティアはテントや寝袋など、寝泊まりは自分で確保するのが基本です。防災センターとして考えたとき、果たしてこのスペースは必要でしょうかということ、以上2点を伺わせてください。

議長（大沢まり子君）

総務防災課長 亀井孝年君。

総務防災課長（亀井孝年君）

ただいまの安藤議員の御質問にお答えします。

まず初めに、19ページの防災費の消防費のところの工事内容でございますが、基本的には、今回私どものスケジュール感でいいますと、今回採決をいただいた後に入札行為を行いまして、おおむね1カ月ぐらい先に入札を行うと。金額が大きいこともありまして、議会の議決が必要ということでございますので、12月議会にその契約の締結についての議案を提出したいというふうに思っています。それが終わりますと着工となりますと、おおむね来年の1月ぐらいから工事が始まるのではないかと。完成の予定は、今の予定ですと来年の12月ぐらいまでかかる予定ということスケジュールとしてやっております、そのうちの1月、2月、3月の出来高として1,300万円を計上させていただいています。

イメージといたしましては、まずは土なぶりというか、あそこの土地をならしめて、基礎等を行います。そんなような土工事の分が1,300万円というふうで予定をしておりますので、今回そのように計上させていただきました。

次の6ページの債務負担行為の関連でございますが、議員おっしゃったとおり、防災コミュニティ複合センターということでございますが、あくまでも主は防災センターでございます、前々から町長が申しておるように七ヶ浜町のゲートボール場をイメージしまして、まずは災害が起きたときにボランティアの方に来ていただいてお手伝いしていただける場所をつくるというのが今回の主の目的でございます。それがいつあるかわからないと。ないにこしたことはな

いんですが、いつあるかわからないので、せっかく建てた建物ですので、上之郷のほうからコミュニティセンターをつくってほしい等の要望もございませし、あと消防団のほうから消防車庫をつくってほしいという要望もございましたので、それをあわせてつくりまして、平常時にはそういう形で使っていただくというような施設を考えておるところです。

あと、ボランティアが御嵩に来てもらえる可能性は少ないというような御発言がございましたが、町としてはぜひ来ていただいて、そこで町民の方々の被害を日常生活への復帰を速やかに回復できるようなお手伝いをしてほしいということでございますので、こういう施設があれば、ボランティアの方にとっても違うところへ行くよりも、それなりに来てもらえるんじゃないかというような期待も含めてやっておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長（大沢まり子君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ボランティアが入ってくる確率が低いんじゃないかというお話であります。

ボランティアセンターというか、こうした防災センターを基点として、基準として災害時の対応、復旧を目指していくということになれば、当然ボランティアも必要ですし、ボランティアのコーディネートが必要になってきます。かなりの面積が必要になるかと思えます。

たしかに私がずうっと言い続けているのは、南海トラフ大震災が起きれば、少なくとも沿岸部にボランティアも集中して行くだろうし、全国の自治体でも国でも、まずそちらに目が行くだろうと。ただ、内陸部で一番大きな被災をしたら御嵩町ではないのかということをお願い続けて、いろんな国の関係者、県の関係者、全国の自治体の関係者の方々には、常に大震災が起きたら御嵩をまず思い出してほしいということをお願いしてきております。議員の皆さんも研修などに行かれたら、その町に対して、南海トラフ大震災が起きたら御嵩はどうなっているという、まずそれを思い浮かべてくださいということをぜひお願いして回ってほしいと思います。知らない人に、外部の方にお会いになったときには、そういう話をいろんな方からしておくことによって、大震災が起きた場合に、御嵩はどうなんだと気にかけていただけるということがまずは大切になってきますから、そういう努力を日常からせずして、ほとんどのボランティアはやはり沿岸部に行くだろう。

そして、私が心配しているのは、仮設住宅などもほとんど沿岸部のほうに建てられてしまうと、こちらへ回ってくるものがない。阪神・淡路大震災のときもそうでした。私は選挙事務所をつくるときに、柳川町政最初の選挙でしたが、正月の仕事始めにやってくれという願いをしました。結果的に1月17日、阪神・淡路大震災の前に建っていました。対抗馬の方がプレハブを探したときには一切なかった。そういう状況でした。それらを考えていくと、どうしても

復旧に向けての動きというのは、内陸部である御嵩町は不利な立場に必ず立たされると思っておりますので、その点を想像力を働かせて考えていただきたいというふうに思います。以上です。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

再質問になりますが、今、基礎工事をやっていくというお話を説明いただきました。この基礎工事の中にはかさ上げということは入っておりますでしょうか。以前、私が一般質問したときに、町のハザードマップでこの地域が水につかるという地域になっておりますがという質問をしたときに、かさ上げも考えているというお答えをたしかいただいておりますが、かさ上げという考えは持ってみえますでしょうか。

また、ここをボランティアセンターとしたときに、物資の運び出しや人が来るときに道路は必ず必要なものですが、道路が水没したりして、ここの土地だけは安全にしても、そういう作業ができなくなるというおそれはありませんでしょうか。

それともう1つ、債務負担行為のほうでの再質問になりますが、ボランティアや支援物資の受け入れ活動拠点ということを中心ということも今おっしゃいましたが、それを中心に考えると、この施設でなくとも、綱木の交流センターとか、大型テントとか、以前から言っておりますようにもっと安価なもので対応できる方法は考えられると思います。

また、上之郷の土地は安全なのでということでここに防災センターを計画されましたけれども、この計画を立てられて以降、亜炭廃坑の充填工事がされて、御嵩中地区でも安全であるという土地ができました。大型テントなどであれば、これらの土地を活用して設置するというのも可能なんですけれども、これらのことも十分検討のうちに入れて計画を練られたのでしょうかという点をもう一度伺わせてください。

議長（大沢まり子君）

暫時休憩いたします。

午前9時30分 休憩

午前9時35分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開いたします。

総務防災課長 亀井孝年君。

総務防災課長（亀井孝年君）

済みません、お待たせしました。

今の安藤雅子議員の御質問にお答えしたいと思います。

御嵩町のハザードマップにおいて水につかる区域であるということで、かさ上げがどのぐらい工事においてやってあるかというような御質問でございますが、御嵩町のハザードマップの今の想定でございますと、50センチ未満の地域というのがあらわしてございまして、今回の工事におきましては、それ以上、今の平均地盤高さという設計書の中に数字がございまして、こちらが56センチという数字になっていますので、水につかって床上に来るような工事はしないということでございます。

2つ目の御質問でございますが、ここ以外に場所があるのではないか、違う方法があるのではないかというような御質問でございますが、前々から御答弁差し上げているように、まずは上之郷地区が安全だということでございまして、亜炭廃坑等についても安全だということ。あと、国道沿いであるということで、人が寄りやすいということ。あと、ほかの大型テント等で対応ができるんじゃないかということでございますが、やはりそこで人が寝起きとかする場合に、長期間滞在するとなると、ある程度建物が必要ということでございまして、そこら辺を全て一応考えた上で、あそこの地区にこのような施設をつくるということになっておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑はありませんか。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

今、地下充填をしておりますが、丈夫なところもできたという話でしたけれど、まずは御嵩町の小・中学校をやっていこうということで、御嵩小学校、向陽中学校、役場とこの3カ所が第1期工事、第2期は比衣。これは民有地、しかも宅地しかやっていないので、空き地というものはございません。農地にしても空の状態です。第3期も同じくその南のほうを埋めるというふうになっておりますので、今回のモデル事業で行われている事業というのは、道路、そして農地は対象外になりますから、丈夫であいているところはない。

国道ですが、調査をされまして、これは学者の見解でありますけれど、深度が30メートル以上あれば、仮に落盤をしても表には出てこない。21号バイパスの今の位置というのは、30メートル以上のところばかりだという調査結果で判断されている。ということは、バイパスについては地下充填も必要ないというのが国の見解であります。我々が何を信じるかとすれば、

その30メートルというものが基準になるなら、30メートル以下のところ、それよりも浅いところをまずは埋めていくということになるんですけど、少なくとも現国道の地下を地下充填していただいているんですけども、現国道には30メートル以下のところがあるということが判明しておりますので、そこを今補強しているという状況です。30メートル以上のところは一切国費も使えないということになっておりますので、それほど丈夫になっているわけではありませぬけれど、少なくともこれまでの学者の方々の言ってこられた部分のほんの1%にも満たない部分は何とかやっていると。我々が考えているのは、土地もそうですけれど、少なくとも道路網、緊急輸送道路というんですけど、それが生きた状態でなければいけないということをお大前提に計画をしておりますので、少なくとも現段階で安全性とえば、過去から言っておりますけれど、一番西のほう、もしくは東しかないという考え方には変わりはありませんので、よろしく願いいたします。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

同じく、防災複合施設についてお伺いします。

以前、一般質問の答弁の中で、上之郷公民館の代替施設としては計画しているわけではない、考えていないということをおっしゃっていましたが、この間の全協では、町長が上之郷公民館はいずれ考えなければいけないということで、公民館の機能を残して、最小限にして、コミュニティーだけを防災施設のほうへ移動してもいいし、あと田んぼを1枚足せば公民館機能もつけられるということをおっしゃっていただけですが、このあたりのことをもう少しお聞かせいただけますでしょうか。町長が言われる田んぼ1枚というのはどこの、今の公民館の横にということなのか、防災施設をいずれは公民館にかえていこう、公民館をそちらへ持っていこうということなのか、そのあたりのことの見解をお聞かせください。

議長（大沢まり子君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

こういう話はこの議場でやる話でいいですか。

議長（大沢まり子君）

岡本議員にお話ししますが、今のお話ですと、この予算の案に直接関係する質疑ではないということになりますので、お答えできないという形になりますけれども、よろしいでし

ようか。

[挙手する者あり]

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

予算と関係ないと言われますが、この防災コミュニティ施設で4億2,700万円という金額が上がってきておりました、その中でこれだけの費用をかけて建物をつくるにおいて、これをいずれは公民館として使っていこうと考えているのか、そのところのお考えをお聞かせくださいということです。

議長（大沢まり子君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

こじつけていけば何でもそういう話になっていくんですけど、私も岡本さんも、あと10年以上町長や議員をやっているとお考えですか。私はそういう計画というのは、ある程度実現性を持って、なおかつ財源の手当てもした上で、確実性を持って次の世代に渡すのならいいですけど、そうした施設をどう扱ってどういう位置づけにしていくかは次の世代が考えることです。ですから、今のところ、上之郷公民館の大改修とか、エレベーターをつけるとかいろんな話はあるんですけど、とりあえず余手を入れないと。私ももともとは建築屋ですから、わかるんですよ。さんざん手を入れてお金をかけた上に新築をするというようなケースは本当に多く見てきました。一番のお金の無駄遣いです。そういう意味でいけば、その時代を担っている人たちが防災コミュニティの施設と公民館を精査した上で、どう利用するかを考えていけばいい。公民館機能というのは、例えば厨房なんかもありますけれど、それはもし新しく公民館を建て直すようなことになったときに、本当にそれは必要ですか。和室は必要ですか。ただの事務所だけじゃないんですね。そうしたものがその時代によって必要なかどうなのかを問いながらやれば、少なくとも土地の買い足しをすれば、そこで済むかもしれないねという話になるかもしれない。そういう議論は当然するであろうなということで、公民館云々という話等の説明の中に入れてさせていただいたと。少なくとも今そんな方向性を、公民館をやるもやらないも、公民館だって合併という話だってあるかもしれない。そういうのは次の世代に託していくというのが我々の責任だと、そう思っています。以上です。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

5番 高山由行君。

5 番（高山由行君）

今の件で、私、採決に当たり 1 つ最終確認をしたいと思います。

1,300万円かけて土をさわるといっていますが、亜炭廃坑に対する安全性の担保は、あそこは安全と言われてはいますが、実際にどのような資料によって安全という担保がありますか。

議長（大沢まり子君）

総務部長 寺本公行君。

総務部長（寺本公行君）

それではお答えします。

まず古洞図を確認しますと、あそこの土地にはないということでございます。それと、その後ボーリング調査もしておりますので、その結果はオーケー、クリアしておりますので、これをもって当該土地は安全だということで工事を進めたいというふうに思っております。お願いします。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子君）

5 番 高山由行君。

5 番（高山由行君）

安全の担保に対して、私はしっかりと聞きたいと思います。もう一回、ボーリング調査、先ほど町長も言われましたが、30メートルより浅いところに穴があると、やっぱり地震が来ていたずらをするということですが、そのボーリング調査は建物を建てる時の浅いボーリング調査なのか、亜炭廃坑がある深いボーリング調査の上で言っておるのか、どちらでしょう。

議長（大沢まり子君）

総務部長 寺本公行君。

総務部長（寺本公行君）

当然これから設計を行っていく段階での調査でしたので、建物、防災センターを建てるという前提でのボーリング調査でございます。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12 番（谷口鈴男君）

今の高山議員の関連ですが、これは建物を建てるためのいわゆる基礎を打ち込んでいく、そのための地盤調査なのか、廃坑についての地盤調査なのか、これはどうなんですか。今ちよっ

とあれっと思ったんですが、その辺の確認だけです。

議長（大沢まり子君）

暫時休憩といたします。

午前 9 時 47 分 休憩

午前 9 時 50 分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開いたします。

総務部長 寺本公行君。

総務部長（寺本公行君）

それではお答えします。

まず、おさがりがてら確認をとっていきたいんですけれども、古洞図、ハザードマップにおいて、あの土地はかかってないということで、まずは土地には空洞がないことを確認した、これを前提とした上で、再度申し上げますけれども、ボーリング調査につきましては、改めて建物を建てるという前提でのボーリング調査でございます。その深さが 9 メートルでございます。これらでもって、調査の結果、異常なしという答えが出ておりますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子君）

12 番 谷口鈴男君。

12 番（谷口鈴男君）

大きな建物をつくる場合は、当然地盤ボーリング調査をやります、ある一定の深さまで。多分、恐らく岩盤までの到達のボーリングだと思うんですが、それをもって、あとは古洞図で掘られていないと、こういうことですね。建物の基礎を調べるためのボーリング調査というのは、これは廃坑調査と全く意味が違いますので、その辺の確認だけ、今おっしゃったような。

議長（大沢まり子君）

総務部長 寺本公行君。

総務部長（寺本公行君）

それではお答えします。

まず、亜炭廃坑の有無については古洞図ハザードマップで終わる。その次に、建物を建てる上でのボーリング調査ということでございますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

先ほど防災課長のほうが、今後のスケジュールの中で1,300万円の土工については12月の議会で契約という形をとると。そのときに、これはあくまでも1,300万円というのは出来高だと、こうおっしゃいましたが、そうすると12月議会上程予定というのは、これは建物全体の計画のものを持ち出してくるのか、その辺のところの意味不明だったものですから、確認だけしておきたいと思いますが、今回、債務負担行為、これは28年度ですので、そうすると、もし本体を含めて来年12月完成という方向での上程ということになれば、これは当然3月の当初予算じゃないかなあと思うんですが、12月にという話があったんですが、その辺のところは関連性がちょっと我々理解できませんが、その辺だけ。

議長（大沢まり子君）

総務防災課長 亀井孝年君。

総務防災課長（亀井孝年君）

今の谷口議員の御質問にお答えします。

ことしの1,300万円の予算と来年度の債務負担の関連でございますが、議会の資料つづりというのがございますが、こちらをちょっと見てもう一度確認をしていただきたいと思います。資料つづりの4ページでございますが、こちらのほうで27年度と28年度の支出予定の金額がございます。こちらの平成27年度の3番ですが、建設工事、平成27年度完了分補正予算で1,300万円と。28年度の建設工事、平成28年度分4億1,500万円という数字がございます。私どもの今の考えでございますが、土工事を別発注するという考えではなくて、全体で4億2,800万円の予算をもちまして入札行為を行うということございまして、債務負担を認めていただいて、28年の12月までの工期で契約をさせていただきたいということございまして、そのうちの支出が予定されるのが27年度分で1,300万円を予定しているということございまして、あくまでも4億2,800万円の総額において契約をさせていただきたいと思って、債務負担行為を含めて議案を提出させていただきました。以上です。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

12月にそういう契約を締結されるということですが、債務負担行為というのは支出行為とは違いますので、ちょっとタイムラグがあっただけおかしいんじゃないですか。

議長（大沢まり子君）

総務防災課長 亀井孝年君。

総務防災課長（亀井孝年君）

もう一度、ちょっと説明させていただきますと、予算というのは単年度主義というのが当然でございます。その年の支出についてはその年で予算を組んで支出すると。その特例が債務負担行為ということでございまして、翌年度の予算を担保するという意味で債務負担行為というのが定められておるわけでございますので、今回この債務負担行為を認めていただけた暁には、来年度予算にはこの分は当然計上させていただいて、この分についてはもう既に議決されたものとみなすというのが自治法の概念かと思っておりますので、その辺よろしくお願いします。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子君）

谷口議員、再質問は2回まででございます。

12番（谷口鈴男君）

債務負担行為というのはあくまでも予備行為であって、一般会計に計上される予算は、出金命令を出せるものとは違うんですね。ですから、今回4億2,700万の負担行為が出ておりますけれども、これについてはあくまでも28年度にこれを予定しますよと。その承認をいただきたいというものであって、これは28年度当初予算にいわゆる一般財源として予算計上して、一般会計として予算計上して、議会の承認を得て初めてこれはできることであって、その前に12月にそれを含んだ契約をするということは違うんじゃないですか。

議長（大沢まり子君）

これで質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

午前9時59分 休憩

午前10時00分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開いたします。

議長としまして、質疑なしと宣告させていただきましたので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

原案に反対の方の発言を許します。

[挙手する者あり]

7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

反対側の立場で討論いたします。

理由は、防災コミュニティ複合施設についてですが、質疑のときにも触れましたが、議論が十分にまだされていないと感じております。施設に関して、対応の想定にも問題があり、ランニングコストなどを含めた今後町の負担を考えると、ここまでの施設は必要ないと考えて反対します。

議長（大沢まり子君）

原案に賛成の方の発言を許します。

[挙手する者あり]

山田儀雄君。

9番（山田儀雄君）

私は賛成の立場で討論したいと思います。

ただいま、JA跡地の問題で反対討論があったわけなんですけれども、この件につきましては、3年ぐらい前から用地買収、土地の買収から、昨年度は調査設計費を全員賛成で認めてきた経過がありますし、もともとをたどりますと自治会、消防団、その他団体から要望書が出てきておりますし、ここに及んで何とか私はいいものをつくっていただきたい。確かに5億円を超えるわけなんですけれども、消防債ですか、これを活用されて、実際の負担額は1億8,000万円ぐらいでできるということで、何とか早くつくっていただきたいということで、賛成の立場で討論いたします。

議長（大沢まり子君）

ほかに討論ありませんか。

[挙手する者あり]

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

御嵩町では、公共施設の更新問題ということで私は何度も質問をしてきましたけれども、こちらに上之郷公民館という公共のコミュニティーの場所が近くにあるのに、ここにさらに防災施設の中でコミュニティー施設を入れ込むということについては、今後さらにこれから公共施設を複合化して縮小して、本当に住民が使いやすいものにしていこうという中で、コミュニティーが2つできるということについては、今後負担が非常に大きいものと考えます。

コミュニティーということを考えれば、防災施設の中に入れてこれで大きな建物となってきたるので、本当に防災施設だけを考えれば、もう少し軽度なものといえますか、そう

いったものでもいいのではないかと思いますので、消防車庫については反対するものではありませんが、この施設全体については反対をいたします。

議長（大沢まり子君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

これより議案第32号 平成27年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

賛成多数であります。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

続きまして、議案第33号 平成27年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第33号 平成27年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

続きまして、議案第34号 平成27年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第34号 平成27年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

続きまして、議案第35号 平成27年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第35号 平成27年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、採

決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

続きまして、議案第36号 平成27年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第36号 平成27年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第37号 御嵩町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第37号 御嵩町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第38号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第38号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第39号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第39号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第43号 財産の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第43号 財産の取得について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第44号 財産の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第44号 財産の取得について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第45号 工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第45号 工事請負契約の一部変更について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第46号 工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第46号 工事請負契約の一部変更について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

発議第2号 御嵩町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第2号 御嵩町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、採決を行

います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時25分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開いたします。

付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

議長（大沢まり子君）

日程第3、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

各常任委員会に付託しました認定第1号から第6号までの6件を一括議題としたいと思いません。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

ただいま議題としました6件について、議長宛てに審査報告書の提出がありましたので、それぞれの常任委員会委員長より報告をしていただき、質疑及び採決を行います。

最初に、総務建設産業常任委員会に付託しました認定第1号 平成26年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成26年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成26年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上3件について行います。

総務建設産業常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男君。

総務建設産業常任委員会委員長（谷口鈴男君）

審査結果を報告いたします。

御嵩町議会議長 大沢まり子様。平成27年9月15日。総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男。

総務建設産業常任委員会付託事件審査報告書。

第3回定例会の9月8日において、本委員会に付託された事件について、会議規則第77条の

規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

1つ、審査実施日、平成27年9月15日火曜日。

2つ、審査事件名、認定第1号 平成26年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成26年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成26年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。

3. 審査の経過、決算の審査に当たっては、関係職員に説明を求め、決算書及び決算に関する説明書、主要な施策の成果を説明する書類、あるいは監査委員の意見書などを参考に、議決した予算が効率的に執行されたかどうか、また予算の目的どおり適正になされたか、その成果が達成されたかなどを主眼に審査しました。

認定第1号の審査では、民生文教常任委員会所管部分については民生文教常任委員会委員長からの審査報告書を受け、当委員会にて審査しました。

4. 審査の結果、認定第1号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。認定第5号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。認定第6号については、全員の賛成により可決及び認定すべきものと決定した。以上であります。

議長（大沢まり子君）

委員長報告が終わりましたので、これよりそれぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（大沢まり子君）

認定第1号 平成26年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第1号 平成26年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

議長（大沢まり子君）

認定第5号 平成26年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。
質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第5号 平成26年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

議長（大沢まり子君）

認定第6号 平成26年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第6号 平成26年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決及び認定すべきものであります。

本案を原案のとおり可決及び認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、認定第6号は原案のとおり可決及び認定されました。

議長（大沢まり子君）

続きまして、民生文教常任委員会に付託しました認定第2号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成26年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成26年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、以上3件について行います。

民生文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長 岡本隆子さん。

民生文教常任委員会委員長（岡本隆子君）

御嵩町議会議長 大沢まり子様。民生文教常任委員会委員長 岡本隆子。

民生文教常任委員会付託事件審査報告書。

第3回定例会の9月8日において、本委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告いたします。

記1. 審査実施日、平成27年9月11日。

2. 審査事件名、認定第2号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成26年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成26年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

3. 審査の経過、決算の審査に当たっては、関係職員に説明を求め、決算書及び決算に関する説明書、主要な施策の成果を説明する書類、あるいは監査委員の意見書などを参考に、議決した予算が効率的に執行されたかどうか、また予算の目的どおり適正になされたか、その成果が達成されたかなどを主眼に審査しました。

4. 審査の結果、認定第2号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。認定第3号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。認定第4号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。以上です。

議長（大沢まり子君）

委員長報告が終わりましたので、これよりそれぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（大沢まり子君）

認定第2号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

2番 安藤信治君。

2番（安藤信治君）

認定第2号の国保の認定なんですが、この件につきまして、私も総括のほうで少しミスをしましたけど、かなり不納欠損額が出ているということで、こういった税、特に国民健康保険税と町民税のかかわりというのは非常に大きい部分がございます。その点について、国保の担当課と税務課ですね、どのような連携でやっていたか、そのことについて審議されたかどうかをお聞きしたいと思います。

議長（大沢まり子君）

民生文教常任委員会委員長 岡本隆子さん。

民生文教常任委員会委員長（岡本隆子君）

その件につきまして、不納欠損についても審議しましたし、それから収入未済額についても審議しました。そして、その中で現年度分は92%、全体として1%減っているということで、収納率の向上を目指すということです。そして、そのためにはまず口座振替、そしてコンビニ収納ということです。専用の徴収員を雇用していて、今は2名体制ですけれども、現在は1名ということです。税務課と共同してしてやっていくということです。

短期の保険証の発行、119人。発行延べ545件ということです。

そして、絶えず滞納者と接触して、納税意識をしっかりと持っていただくということです。

そして、今後の広域化の中で市町村のインセンティブ、収納率、そして特定健診の受診率、ジェネリックの使用率など、こういったものをインセンティブとしてしっかりやっていくということを確認いたしました。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第2号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

議長（大沢まり子君）

認定第3号 平成26年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第3号 平成26年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

議長（大沢まり子君）

認定第4号 平成26年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第4号 平成26年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

常任委員会の閉会中の特定事件の調査

議長（大沢まり子君）

日程第4、常任委員会の閉会中の特定事件の調査についてを議題といたします。

総務建設産業常任委員会委員長及び民生文教常任委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります特定事件の調査について閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（大沢まり子君）

日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含みます）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（大沢まり子君）

以上で本定例会に提出されました案件は全て終了しました。

ここで町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいまは上程させていただきました議案全てにおいて可決という形で議了をしていただきました。心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。

この場をおかりしまして、鬼怒川の氾濫、またその他東北地方を襲った豪雨災害で被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

ああした災害を目の当たりにしますと、いかに人間のつくるものがはかないものかということをも痛切に思い知らされます。我々ができることはほとんどありませんけれど、それらを教訓とする、これが一番大切ではないのかなと思っております。

今、私は顧問弁護士の先生からいただいたまちづくりの本3冊を読みつつ、1つの小説を読んでいます。「富士山噴火」という小説なんですけれど、作家は高嶋哲夫さんという方です。彼の作品は私ほとんど読んでいるんですけれど、例えばメルtdown、例えば津波、例えば大洪水というようなテーマで小説を書いてみえます。驚くのは、実際にその事案が発生する5年も10年も前にその小説を書いておられます。私がなぜ読んでいるかということ、そこにはやはりリーダーが必要になってくるということ、またいろんな想定をするわけですが、少なくとも私の想定の中で抜け落ちている部分も数多くヒントがその中にあります。これらを総合して、今回問題になっています防災コミュニティセンターも本来の目的で使わないのが私は一番いいと、そのように確信をしておりますけれど、少なくとも以前から申し上げているように、これで御嵩町の防災については必要なパズルが埋まったと私は考えています。したがって、あとは

人間の知恵でどう減災をしていくか、これに尽きていくと思います。

議員の皆さんにもいろんな災害、これまでも見てこられたと思います。私が恐れているのは、御嵩町政に私がかかわるようになって20年過ぎておりますけれども、最初の年、まだ議員にはなっておりませんでした。平成7年に阪神・淡路大震災がありました。そして9年後、忘れたころですが、新潟中越地震がありました。そしてまだ記憶に新しいとは思いますが、4年前の東日本大震災であります。16年の間に大地震が3つあった。その間にも広島山の崩落、長野での震災、ありとあらゆること、また今は火山の噴火も起きています。何でもありというような状況になってしまっているということが大変懸念しております。懸念が懸念だけで終わればいいわけではありますけれど、少なくとも我々はいざというときには対応をしなければならぬ、そこから逃げるわけにはいかない立場であります。パズルがそろえば、今度は知恵を働かせる。それに尽きると思います。逆に言えば、私にかかるプレッシャー、また職員にかかるプレッシャーも大きなものになってきます。

平成19年に私は町長になりました。何かをつくりたいと思って行財政の体質改善をしてきたわけでありまして。わかりやすい言葉で言えば、行財政改革とどなたもおっしゃるわけですが、私はそれを行政の行財政の体質改善をするということで8年間取り組んでまいりました。今の御嵩町の行財政の体力は、ある程度そうした町民の安全・安心に財源を投入しても財政が揺らぐような状態にはならないと、現段階では確信が持てる状況になっていると思います。ガードを甘くすれば、以前のように基金も少なくなり、そして事業もそれほどできないということになりますけれど、今後もその姿勢を守ることによって、そうした喫緊の課題に取り組むだけの行財政の体力を蓄えていきたい、このように思っております。

行財政については、基準はありません。私自身が一つの基準としているのは、柳川町政においてどのような行財政の状態であったか。そしてそれ以降、私が町長になったことによってどう変わってきたか。平成18年の決算書は、多分議会事務局にあると思いますし、ベテラン3人の議員さんはお持ちのはずです。ぜひ今年度の決算書と、そういう意味を持って比較していただけたらわかりやすいかなというふうに思っております。

今、庁舎をどうしようかという話に入っています。そして、中保育園も一つの喫緊の課題であると。この2点は大きな事業の中の代表的なもの。また、時間を早く、短期間にして決定していかなければいけないと思っております。

今回、定例会で私が言うことではありませんけれども、庁舎など、やはり議員の皆さんにも十分議論をしておいていただきたい、このように思っております。議会の代表で、検討委員会のほうには2人出席していただいております。この議員の方々もやはり委員の一人としてどうあるべきかをどんどん発言していただかなきゃいけないと思っております。議会を代表するという

ことは、議会の今後の対応について十分議論をしていくということだと私は思っています。そういう意味では、いずれかは特別委員会なども設置しなければいけない時期が来るんであろうと、このように思っております。

私は、施設をつくると評価が高いとか、手柄になるとか、一切考えていません。町民の安全・安心、それだけです。むしろ大きな公共事業をやろうとか、建物を建てたいという思いは非常に薄いです。今、そうした決断をすると、例えば選挙を意識したら、お金を使わないほうに頑張っている人のほうが優秀だという世間の風潮があります。しかし、我々はそれだけで選挙に出て当選することだけが目的ではありません。我々の本来の目的は、当選した後にどういう仕事をするかであります。皆さんと一緒に今後も議論を交わしながら、御嵩町の町民の安全・安心なまちづくりに頑張りたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いいたしまして、本定例会の終了に当たる挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。御苦労さまでした。

閉会の宣告

議長（大沢まり子君）

これをもちまして、平成27年御嵩町議会第3回定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時55分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員